

## 【第1回歴史講演会 要旨】

江戸時代の村人たちと住民登録—岸田堂村の登録台帳の分析から— 東谷 智

本講演では、岸田堂村の村政に関わる文書を素材にして、①江戸時代の住民登録に関わる行政手続き、②住民登録台帳から見る村人の姿、の2点について話した。江戸時代の住民登録の制度は、しゅうもんあらため宗門改制度（きしだどう宗旨改、にんべつ宗旨人別改、宗門人別改など表記は様々）と呼ばれ、登録台帳は「宗門改帳」と呼ばれる。

岸田堂村の宗門改帳（弘化3年（1846））は、A表紙、B誓約文（5ヶ条）、C家ごとの人別データ、Dデータの集計、E村役人の署名・捺印から構成されている。Bは、①公儀（幕府）の法度を守る、②村内にキリシタンはいない、③だんなでら檀那寺の手形を取る、村内での手続き、④親族にキリシタンはいない、⑤キリシタンと疑われる人物の死骸の取り扱い、の5点が書かれている。Cについては、具体的な家族構成を紹介した。家の規模の大小による違いや、土地を持たない家、家に召し抱えられる下男下女（奉公人）など、多様な記載例を示した。Dについては、弘化3年における岸田堂村の家数や人口を紹介し、前年からの異動（転入・転出や出生・死去）を比較して人口動態の様相を説明した。また村人の平均年齢（27.5歳（女性27.9歳、男性27.1歳））や最高年齢（81歳）、年齢分布などのデータを紹介し、宗門改帳が人口データとして有用である点について触れた。

こうした人の移動に伴って住民登録台帳の記載の加除が行われるが、その前提として、人の異動の際には「人別送り状」（加えて「人別うけと請取り状」）という公文書の作成と授受が転出元の村と転入先の村との間で行われた。これらの文書に記載される基本的なデータは、「人別」（名前、年齢、家、檀那寺）であり、「人別」を宗門改帳から加除することで、村の人々を管理した。なお宗門改帳の作成は原則として年に1回であり、同時に2冊作成され、2冊のうち1冊は村で保管し、1冊が領主に提出された。

「宗門改帳」には、村人が「非キリシタン」であることが誓約文言として記されている。「人別送り状」「人別請取り状」でも、異動する人が「非キリシタン」であることは最も重要な点であり、檀那寺の記載により、公文書による「非キリシタン」の証明となり、受け入れる側の安心感を生むものであった。不安の払拭という観点から、他地域の「人別送り状」「人別請取り状」を見てみると、異動する人について、「しとかかわりあい諸掛合」がないこと、つまり金銭トラブルを抱えていないことが記載されている点など、移動元の村によって（しかも公文書によって）異動する人物の保証が行われている点、受け入れ側が安心感を生む制度であったとも評価できる。

「宗門改帳」「人別送り状」「人別請取り状」は、領主によって形式が異なる。しかし、村文書の整理をしていると、「人別送り状」は同一の形式であることが多い。これは、転出側の領主が採用していた形式で「人別送り状」が作成されるのではなく、転入側の形式に沿った「人別送り状」が作成さ

れていたことを示している。講演では、転入側の村が作成した文案（雛型<sup>ひながた</sup>）が転出側の村に事前に送付され、転入側の村が示した形式で転出側が「人別送り状」を作成していることを話した。転入側の意向に沿った文書作成を転出側がするという点は、受け入れ側の安心感に応える公文書の運用をしていたとも言えよう。

村による台帳管理と、村間における文書のやりとりによって情報共有が行われ、人の把握が可能となっていた。現在の住民票や戸籍の管理に相当する行政が、江戸時代には村の行政能力によって実現していた。なお最後に、岸田堂村の「宗門改帳」の形式が変化する事例を示し、記載する文字数が減少する形式を採用するなど、行政の事務的な省力化の工夫が見られることを指摘し講演を終えた。